

## 議案第 5 1 号

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 6 月 1 3 日提出

**令和元年 6 月 1 3 日可決**

藤岡市長 新 井 雅 博

## 藤岡市条例第 号

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 選挙長の項中「1 0, 6 0 0」を「1 0, 8 0 0」に改め、同表選挙立会人の項中「8, 8 0 0」を「8, 9 0 0」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「1 2, 6 0 0」を「1 2, 8 0 0」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「1 1, 1 0 0」を「1 1, 3 0 0」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「1 0, 7 0 0」を「1 0, 9 0 0」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9, 5 0 0」を「9, 6 0 0」に改め、同表開票管理者の項中「1 0, 6 0 0」を「1 0, 8 0 0」に改め、同表開票立会人の項中「8, 8 0 0」を「8, 9 0 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。